

広
報

ことうら3

NO.163 2018.3.1

感謝を込めて
いただきま〜す

特集

町長・町議の決定
10秒の愛〜やさしさの貯金〜

Special News

目指そう 子どもの手による子ども会

CONTENTS

シリーズ

手話で話そう！ 12

欲しい、好き、好み、
～したい(望みなど)、
望み、望む、嗜好

今月の職員
社会教育課
上山 裕太



のど
喉に向けた右手2本の指を
前斜め下へ引きながら閉じる

※手話動作説明/一般財団法人全日本ろうあ連盟発行
『わたしたちの手話 学習辞典Ⅰ』より転載

Special News

今月のイチオシニュース …P 3
目指そう 子どもの手による子ども会

特集 …P 4～5
町長・町議の決定

特集 …P 6～13
10秒の愛～やさしさの貯金～

Machikado News
まちの話題 …P 14～15

Town News
まちからのお知らせ …P 16～20

Sports News
スポーツのお知らせ …P 21

Information
インフォメーション …P 22～23

Series Kotoura
シリーズことうら …P 24～26

今月の表紙写真

1月24日～30日は全国学校給食週間。琴浦町内の学校では、「ふるさとの食材めぐり」をテーマに、地元の食材を使った給食が机に並びました。

また、栄養士・調理員、学校給食野菜会の会員さん・赤碓町漁協の職員さんなどを学校に招き、児童・生徒との交流給食も行いました。

聖郷小学校の児童は1月24日、招待したお客様と楽しくお話をしながら、琴浦町の特産品である「あごカツ」を美味しくいただきました。



琴浦の四季折々



目指そう

子どもの手による子ども会

◆子どもの手による子ども会とは？

現代の子どもたちは、核家族化や地域社会の連帯感が薄れつつある環境の中で、さまざまな体験を得る機会が少ないと言われています。

子ども会とは、地域を基盤とした異年齢の組織です。子ども会活動の中で、子どもたちが自ら話し合い、運営し、活動を振り返ることは、自主性や責任感、自己肯定感などの生きる力を育む大切な機会となります。

琴浦町青少年健全育成協議会と琴浦町教育委員会では、「モデル子ども会」事業を実施しています。これは、「子どもの手による子ども会」を推進するため、子どもたちが主体的に企画して活動をしてみたいという子ども会に対し、助成を行うものです。今年度は3つの子ども会が応募され、活動を行いましたので紹介します。

◆活動してみよう

今回の活動後、他のイベントも子どもたちが主体で企画することになったそうです。

また、育成者からは、「子どもにとって良い経験になった。生き生きと楽しんでいる様子が見られて良かった」という感想をいただきました。

◆魅力ある子ども会に

自分の力を発揮できた時、子どもたちは喜びを感じます。仲間と助け合い、自分の役割を果たして、周りに認められた時、自信や達成感に繋がります。子どもたちが主体で進めると、失敗や慣れないことに時間がかかったりすることもあります。しかし、失敗から次に活かす工夫を考えることや、下級生は上級生の姿からいろいろなことを学ぶことができます。

子どもたちの健やかな成長のために、子ども会活動を子どもの手に任せてみませんか。モデル子ども会助成は来年度も行う予定ですので、ぜひ活用をご検討ください。

問合せ先 社会教育課 ☎52-1161

①八橋1区子ども会

企画会議で話し合い、レークサイド大栄で遊んだ後、公民館でバーベキューと怪談話をするようになりました。会議では、司会者と書記を中心にみんなの意見を引き出し、まとめていました。雨天時にやりたいことを話し合う際には、「時間や予算、人数を考えてできること。小さい子どもみんなが楽しめるものにしよう」という意見が印象的でした。

当日は、怪談話を6年生が考え、雰囲気作りを工夫するなど盛り上がっていました。

↓企画会議では、活発に意見が出ました



②ガーデンヒルズ子ども会

クリスマス会を開催しました。これまでは子ども会単独でのイベントを開催することが少なかったそうです。しかし、琴浦町と米子の高校生・中学生ジュニアリーダーにアドバイスや手伝いをしてもらいながら、プレゼントの買い出しや準備も子どもたちが率先して行っていました。また、司会や各イベントの説明内容も自分たちで考え、小さい子でも分かるよう説明の仕方を工夫する様子が見られました。

↓クリスマス会でパフェ作りの手順を説明しています



③逢東1・2・3区子ども会

企画会議で話し合った結果、流しそうめんの他に、ピンゴと鬼ごっこをすることになりました。6年生をそれぞれのイベントのリーダーとし、高学年を中心に詳細をつめていきました。

↓流しそうめんの様子



例年親子行事が少なく、話し合いをする機会も少ないという理由から、進行に苦労している様子も見られました。しかし、今回の行事の後、クリスマス会も計画して実施したそうです。

小松弘明新町長が就任

任期 平成30年2月1日～4年間

任期満了に伴う琴浦町長選挙が1月23日に告示され、小松前琴浦町副町長のほかに立候補者がなく、無投票で当選となりました。

新しく町長となった小松新町長が、今後の町政への抱負を語ります。

次世代へ住んで楽しいまちづくり

(琴浦町維新元年)

琴浦町政を担うにあたり、ひと言、あいさつ申し上げます。

当面の課題としては、人口減少、少子高齢化が問題として挙げられます。具体的には、労働人口の減少により、地域の活性化が失われることへの危機感があります。地方においては、高度経済成長期に都会と同じ機能を求めて、多くの公共施設が整備されてきました。今後は、それら施設の維持管理も含め、『戦略的に縮む』ことは避け

て通れません。

地方は都会に労働力を供給してきました。しかし、今後は地域の特色を生かして都会から人を呼び込むことが、解決策の1つだと考えます。

そのためには、そこに住んでいる住民が輝き、住んで楽しいまちになることが、第一歩と考えています。それを実現するために、下記3つの創造政策を柱として考えました。これは、米子出身の経済学者、宇沢弘文氏が提唱



された『社会的共通資本』を元に、地方でもできる資本整備を少しでも、実現できることを目指しています。「今だからこそのことを自ら考え、住民は何をし、行政は何を支援して実践していくのか」という、『考動』に邁進したいと思えます。

従来の継続ばかりでなく、少しでも新しい取り組みを進める町の維新元年としたいと考えております。今後とも町民の皆様が住んで楽しいまちづくりを進めますので、多くの知恵と力をいただけるよう、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

3つの創造政策

教育：ひとづくり

素直な心を持った子どもづくり
へ環境整備

産業：しごとづくり

町が原料生産、加工、販路開拓までの一貫体制構築を支援
(電子取引の検討)

協働：まちづくり

住んで楽しいまちづくりへ
特に「健康寿命日本一」

町議会議員が決定

今期の議員16人をご紹介します

1月23日に告示された町議会議員一般選挙は、28日に投票が行われ、即日開票を行いました。

今回の定数は前回と同じく16人として行っ選挙となりました。現職12人、新人5人、合わせて17人が立候補。開票の結果、現職12人、新人4人が当選しました。



(期歴順)



あおがめ としひろ
青亀 寿宏 (71歳)
平和



まえ た ともあき
前田 智章 (62歳)
東桜ヶ丘



くわもと はじめ
桑本 始 (66歳)
保3区



い ぎ ゆたか
井木 裕 (69歳)
地藏町



たかつか まさる
高塚 勝 (73歳)
八橋2区



かわもと しょういちろう
川本 正一郎 (61歳)
三保



おぐら まさかず
小椋 正和 (68歳)
山川木地



てしま まさみ
手嶋 正巳 (72歳)
大杉



おおひら たかし
大平 高志 (40歳)
東三軒屋



さわだ とよあき
澤田 豊秋 (69歳)
出上2区



くわもと けんじ
桑本 賢治 (70歳)
保2区



しんどう たかこ
新藤 登子 (76歳)
下伊勢東



まえ た ひろし
前田 敬孝 (55歳)
徳万



すみかつ けいすけ
角勝 計介 (58歳)
立石



ふくもと まりこ
福本 まり子 (65歳)
下伊勢西1区



おしも まさゆき
押本 昌幸 (65歳)
八橋3区

氏名 (年齢)
行政区

貯金～

子どもって、忙しいときに限って、寄ってきます。
子どもって、なかなか さっさとできません。
子どもって、なかなか はっきり言えません。

でも、たった10秒でいいのです。
まず、子どもを抱きしめてあげてください。
たった10秒でいいのです。
「早く！」って言う前に待ってあげてください。
たった10秒でいいのです。
せかさずに、じっと聞いてあげてください。

すると、そこに「笑顔」が生まれます。
そこに、「つながり」が生まれます。

たかが10秒、されど10秒。
「10秒の愛」は子どもを幸せにするのです。



ことうら10秒の愛 応援団長
仲島正教さん

(若手教師応援セミナー
「元気塾PLUS」代表)

10秒の愛 ～やさしさの 愛のあふれる琴浦町を目指して

子どもは、家庭はもちろん、地域にとっても宝です。
あなたは普段、子どもとどのように向き合っていますか？
どのように触れ合っていますか？
今回は、子どもとの触れ合いの大切さと、10秒の愛を推進する実行委員の活動をご紹介します。

10秒の愛～やさしさの貯金～とは？

「10秒の愛」とは、「忙しい毎日の中で、10秒ほどのささやかな時間でも子どもと向き合おう」という、子育ての合言葉です。また、親子や家庭だけでなく、子ども同士、職場や地域で人と人がつながる合言葉でもあります。

たくさんの優しさは、私たちの心に貯金され、心の支えとなっていきます。辛いことや悲しいことに出会っても、その貯金があれば乗り越えていくことができます。幼児期から、親や地域の人が子どもたちに意識して関わり、心の中の「やさしさの貯金」をたくさん貯めていくことは、自尊感情や自己有用感を育て、将来自立して「生きる力」につながります。

家庭・地域・学校・職場で、ほんの10秒でも優しい触れ合いや言葉かけを積み重ねていきましょう。

10秒の愛ロゴマーク

10秒の愛には、シンボルとなるロゴマークがあります。

「家庭・地域・保育園・学校で子どもたちを温かい心で包み支えながら、子どもたちが芽をぐんぐん伸ばし、成長していきますように」という、思いや願いが込められています。



10秒の愛の取り組みの 背景と経過

永田 武 前教育長



当時は平成16年。町の合併に向け
て、「子どもたちの学びと、それを

支える心の育ち（自尊感情）の一貫
性・連続性を大切にした教育」また、
「幼・保・小・中学校、保護者、地域、
教育委員会が一体感を持って取り組
めるアクション」をどのように具現
化するのか。この課題について検討
を始めたころに出会ったのが、「10
秒の愛」でした。

何度も各学校へ出かけ、教育委員、
先生、PTAの三者で、「親子のふ
れ合い」をテーマに「子どもたちの
自尊感情を育む取り組み」について
協議していきました。そして、平成
20年3月に提唱者の仲島正教先生を
お招きし、第1回目のシンポジウム

と講演会を開催することとなりまし
た。

それ以来、毎年講演会を開催し、
仲島先生から元気をいただいています。
そして、我が家を含め、10秒の
愛の実践を振り返る場となりました。
そのような積み重ねの中で、子
育ての合い言葉や、温かな人間関係
を育む取り組みの1つとして「10秒
の愛」という言葉が徐々に認知され
てきました。今までの実践が実を結
び、広がりや深まりを見せてきたよ
うに思います。

人は温かな人間関係の中でこそ、
自己実現に向けて最大の力を発揮す
ることができるのではないでしょ
うか。たかが10秒、されど10秒。



自己有用感

自分は人の役に
立っていると感じる

自尊感情

自分を大切に思う
ことができる

自主・自立

自分の意思で自分の人生を
切り開くことができる



やさしさの貯金

～日常でできる10秒の愛の例～

「10秒」の使い方はいろいろです。例えば、このようなことができます。

- ・夜寝る前に一緒に絵本を読む。
- ・送り迎えの車の中で話をする。
- ・お風呂の中で今日のできごとなどの話を聞く。
- ・子どもの変化を見逃さず、ほめる。
- ・「聞いて聞いて」と言われたら少し手をとめて子どもの話を聞く。用事があるときは、子どもをギュッと抱きしめて、いつ聞けるのかを子どもに伝える。
- ・家や会社で頭にくることがあっても10秒考えてから言葉にする。
- ・「ありがとう」を言葉にして伝える。

琴浦町ではこれまで、10秒の愛推進のため、たくさんの取り組みを行ってきました。その取り組みの一部をご紹介します。

まなびタウンとうはく3階に 10秒の愛コーナーを設置



来て、見て、触って♪
やさしさあふれる
「まんぷくッション」



日めくりカレンダーの作成



今年度、実行委員会と教育委員会では、子どもとのふれあいや周囲との関わりにおけるヒントとして、川柳・標語・家族へのメッセージ・イラストを掲載した31日分の日めくりカレンダーを作成しました。これらの川柳や標語などは、町内の小中学生・保護者に応募いただいたものより、実行委員会で選定を行いました。

今年度は、町内の保育園やこども園、小中学校の家庭に配布しています。町内施設などにも設置していますのでぜひご覧ください。

各学校・園での取り組み



←先生たちから
子どもたちへ
手作りキーホルダーのプレゼントをしました



←保育園生活発表会で保護者が10秒の愛の劇を発表。熱演しました



←小学校での10秒の愛に関する掲示

琴浦町の10年間のあゆみ

10秒の愛シンポジウム・講演会の開催



平成28年度には保護者・地域向け講演会、東伯中学校と赤碓中学校に出向き、講演会を実施しました。

また、平成19～26年度には、各家庭での実践の発表や中学生の川柳大会などのシンポジウム、仲島正教さんによる講演会を毎年開催しています。

参加者の声

- ・子育てが大変で叱ることばかりでしたが、忙しくても待ってあげて抱きしめる大切さを学びました。親が優しさをもって接すれば、子どもも将来優しさを分け合える子になる。優しさの貯金、していきます。
- ・お父さん、お母さんだけでなく、地域や周りの大人が見守ったり、言葉をかけたり、認めていける町にしていかなければならないと思いました。
- ・難しいことはなく、本当に簡単にできる子どもへの愛情の伝え方が分かりました。今の10秒が未来につながっているのだと強く感じました。

チラシや10秒の愛グッズの作成

各小学校と各中学校で、児童・生徒およびシンポジウムの参加者から一行詩を募集しました。選定し、短冊形ポスターを発行。各家庭に配布しました↓



←啓発チラシを作成しました

缶バッジとポスターを作成しました→



出会いは子育ての悩みから「我が子の笑顔がもっと見たい！」今では「みんなの笑顔も見てみたい！」広げようやさしさの貯金！



私たちが 10秒の愛実行委員です！

平成24年度より、10秒の愛における実行委員会が組織されました。

啓発方法の話し合いや講演会などの企画・運営など、さまざまな取り組みを行っています。

高校生になって父親との会話はめんどくさそうですが、母親の10秒だっこは嫌いじゃないみたいです。



「頑張って」の言葉以上に、「のりきりましょう！」「応援しているよ！」が心に響きました。



“琴浦町10秒の愛”運動にこれまで携わってこられた人々の熱い想いをこれからもつなげていきたいですね。



申込・問合せ先 社会教育課

TEL 52-11161

※内容や形態についてはご相談ください。

- ・ ちよっとした言葉がけや思いやりで人間関係や周囲の雰囲気が変わる
- ・ 親として大切にしたいこと、子どもの自尊感情を育てるには？
- ・ 職場の人間関係について考えてみませんか？

琴浦町内の保護者会・学級懇談・事業所の研修などに、実行委員の無料講師派遣を行っています。

子育ての悩みおよび課題についての講演やワークショップを通して、親同士や職場内の人間関係のつながりを深めるきっかけづくりにぜひご活用ください。

- 例えば、このような内容です。
- ・ 10秒の愛～やさしさの貯金～って何？

琴浦町内研修会などへ
実行委員を派遣します！



毎回、活発な意見が飛び交います



しっかりと思いを伝えられるよう、研修を行っています



実行委員会では、日めぐりカレンダーの選定を行いました

「私を産んでくれてありがとう」という気持ちで母と暮らしていますが、忍耐あるのみと自分に言い聞かせながら！



子供からお年寄りまで。地域で広げよう！10秒の愛！



来年度は、自分の特技を活かしたPR方法を考えたいです。



出会ってよかった「10秒の愛」。心が弱った時には、周りの人たちの言葉や笑顔に支えられます。



家族が一緒にいる時間が少なくなり、話せない時は、家族LINEを使い、コミュニケーションを取りあっています。



子供たちに対し、ゆとりをもって接することを心がけています。



これからの10秒の愛に向けて

子育てのキャッチフレーズとしてスタートした10秒の愛は、親子関係にとどまらず、さまざまな人間関係の中で広がっています。

「境遇を選ぶことは出来ないが、生き方を選ぶことは出来る」「相手を生かす、ぬくもりのある言葉を使える自分でありたい」、渡邊和子さんの言葉です。

人は、心の内にあるものが言葉や態度になって現れます。自己中心、自己主張の生き方ではなく、自制心を育て、愛や喜び、柔和な心でいる時に、親切で誠実な態度をとることができます。

私たちが、人生を大切にするということは、与えられた1分、1時間、1日を大切に生きること。日々の言葉や態度をどのように選ぶのか。ということでもあります。選択の自由が与えられている中で、互いの徳を高めあい、平和を求めて生きることが、優先されるべきです。

そのように、私たちが人間関係の中で、「何をすべきか」の前に、「どうあるべきか」を自問する時、人に対しても、自分に対しても、やさしい言葉と行動がとれる人になれるのではないのでしょうか。



琴浦町教育長 小林 克美

特集についての問合せ先

社会教育課

☎ 52-1161



出荷作業の様子



張芝作業の様子



完成後の様子



消防訓練の様子

JR浦安駅と千葉県浦安市の「浦安」がつながり 浦安市へ芝の出荷が実現しました

琴浦町では、JR浦安駅と千葉県浦安市の「浦安」つながりがきっかけとなり、平成28年度秋には浦安市に山下前琴浦町長が表敬訪問を行うなど、数年前から交流を行っています。

このたび、このような交流がきっかけとなり、浦安市からの紹介を得て、株式会社チュウブの芝が浦安市のラグビーグラウンドへ出荷することが実現しました。1月11日から16日にかけて出荷された芝は、チュウブが日本で独占生産販売権を得て栽培している西洋芝「ティフランド」という新品種です。この芝は、ラグビーやサッカーなどの激しい運動にも傷みにくく、管理がしやすいなどからスポーツ場への使用に適した品種です。この品種は平成27年度からチュウブの圃場で、約2年間手塩にかけて栽培されていましたが、今回浦安つながりとラグビーグラウンドへの適性がきっかけとなり、出荷が決定しました。出荷先は、浦安市にあるラグビートップリーグのNTTコミュニケーションズシャイニングアークス所有のグラウンドで、1月31日までの約20日間、グラウンド2面約2万平方メートルの張芝整備が行われました。

施工したラグビーグラウンドは、さっそく秋に大会が予定されており、今後「浦安」つながりの芝が全国で評価されることが期待されています。

大切な文化財を火災から守るために 文化財防火デー消防訓練

文化財防火デーを前に、1月21日に別宮の転法輪寺で消防訓練を実施しました。境内から火災が発生したと想定し、琴浦消防署、消防団、地区住民ら約40人が通報訓練や消火訓練に取り組みました。

文化財防火デーとは、昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼損したことから、この日を文化財防火デーと定め、全国で文化財防火訓練が行われています。

今日まで守り伝えられた文化財を守るためにも、日ごろから火災予防に努めましょう。



人権擁護委員に再委嘱された村上さん

人権に関する相談を受け付けます 人権擁護委員に委嘱されました

平成23年度から人権擁護委員として活動していた村上隆さん（竹内）が、法務大臣から再委嘱をされ、引き続き活動していただくこととなりました。任期は、平成32年12月31日までです。人権擁護委員は、皆さんの人権に関する悩みや困りごとの相談をお聴きし、解決のための助言や、関係機関へ連絡を行っています。

人権相談は毎月2回開催しています。開催日は広報ことうらお知らせ版をご覧ください。



熱心に説明を聞く児童たち

小学生が税について学ぶ 租税教室を開催

赤碓小学校で2月1日、八橋小学校で2月5日に、6年生の児童を対象とした租税教室を開催しました。

当日は本町の税務課職員が講師となり、DVDやマグネットシートを教材に授業を進めました。

児童は、固定資産税や自動車税など、税にはいろいろな種類があることや、集められた税金は道路や学校など身近なところで使われており、安全で豊かな暮らしを送るために必要なものだということを学びました。

授業に登場した1億円分のレプリカのお札に触れた児童は、その大きさや重さに驚き、歓声を上げていました。

東伯総合公園に新しい子ども遊具と健康遊具(器具)を設置 愛称「どんぐりひろば」に決定

東伯総合公園内に、新しく子ども遊具と健康遊具(器具)が設置されました。これは、子どもの外遊びの促進と、運動支援中核拠点としての機能を強化し、積極的に運動習慣をつけること。また、子どもから高齢者などの異年齢交流により、人の温かさを感じ、ふるさと愛を養うことに効果をあげることが目的です。

この遊具設置場所の名称募集を行ったところ、子どもから高齢者まで82点の応募がありました。選考の結果、舩越ゆずさん（やばせこども園）の作品「どんぐりひろば」に決定しました。今後、健康づくりや交流の場としてご活用ください。



大人向け健康遊具と児童遊具

障がいのある人への軽自動車税減免について

身体に障がいのある人または知的障がい、精神障がいのある人のために使用される軽自動車について、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

対象となる車両

① 本人運転車両

障がいのある本人が所有し、運転している車両

② 生計同一者運転車両

障がいのある人の通院・通学・通所・生業のために、生計を共にする家族が所有し、運転している車両

※減免を受けることができる自動車は、普通自動車も含め、障がいのある人1人につき1台です。

普通自動車税の減免との重複はできません。



申請期間 3月19日(月) ~ 3月30日(金)

※継続して減免申請する人については、3月中旬に申請書を送付します。

必要書類

・軽自動車税減免申請書
(税務課および分庁総合窓口係にあります)

- ・該当する手帳
- ・運転免許証
- ・車検証
- ・印鑑

申請窓口

税務課・分庁総合窓口係

問合せ先 税務課 ☎52-1702

※普通自動車税の減免については、中部県税事務所(☎23-3107)にお問い合わせください。

減免の対象となる手帳および障がいの範囲

手帳の種類		障がいの程度											
		①本人運転						②生計同一者運転					
運転者・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	障がいの区分												
	視覚障がい	○	○	○	○			○	○	○	○		
	聴覚障がい		○	○					○	○			
	平衡機能障がい			○						○			
	音声機能障がい			○						○			
	上肢不自由	○	○					○	○				
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	体幹不自由	○	○	○		○		○	○	○			
	乳幼児期以前の非進行性	上肢機能	○	○				○	○				
	脳病変による運動機能障がい		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○		
	心臓機能障がい				○	○			○		○	○	
	じん臓機能障がい			○	○			○		○	○		
	呼吸器機能障がい			○	○			○		○	○		
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい			○	○			○		○	○		
	小腸の機能障がい			○	○			○		○	○		
	肝臓機能障がい			○	○			○	○	○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			○	○			○	○	○			
戦傷病者手帳	税務課にお問い合わせください												
療育手帳	程度欄に「A」の表示がある人												
精神障害者保健福祉手帳	「1級」の表示があり、自立支援医療受給者証を交付されている人												

住所の異動届の提出をお願いします

～3・4月は異動の多い時期です～

大学への進学、会社への就職、転勤など、毎年3月、4月は住所異動の多い時期です。住民登録は、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所に変更があったときは、14日以内に届出をしてください。

また、転入と転居は、予定で届出をすることができません。必ず実際にお住まいになってから届出を行ってください。

転入、転居の際は、マイナンバーの通知カード(紙のカード)または、個人番号カード(写真付のカード)の住所の変更を行いますので持参してください。

また、届出人以外の方が手続きする場合は、委任状が必要となりますのでご注意ください。

手続・問合せ先
 ・町民生活課 ☎52-1704
 ・分庁総合窓口係 ☎55-0111

届出の種類	届出に必要なもの	届出人
転出届 (琴浦町から町外に異動する場合)	<ul style="list-style-type: none"> 身分証(運転免許証など) 個人番号カード(持っている人) 	転出する本人または現在同一世帯の人
転入届 (町外から琴浦町に異動する場合)	<ul style="list-style-type: none"> 身分証(運転免許証など) マイナンバーの通知カードまたは個人番号カード(持っている人) 前住所の市区町村が発行した転出証明書(個人番号カードをお持ちの方はカードの中に転出情報が格納されます) 	転入する本人または転入先で世帯を同一にする人
転居届 (琴浦町内で異動する場合)	<ul style="list-style-type: none"> 身分証(運転免許証など) マイナンバーの通知カードまたは個人番号カード(持っている人) 	転居する本人または同一世帯の人

東伯総合公園「どんぐりひろば」で遊ぼう

～ことら ことら ことら～ ことら・高齢者いきいきフォーラム～

こどもと高齢者の健康づくりをテーマとしたフォーラムを開催します。

東伯総合公園に設置された遊具の活用と、健康寿命をテーマにした内容です。講演会では、健康で長生きする秘訣や、睡眠や外遊びを取り入れ、心も身体もより健やかに育つ方法をお伝えします。また、パネルディスカッション、健康企業などによる体験会や運動能力測定・健康器具販売なども行います。

ぜひ、お越しください。

とき 3月17日(土)

午後1時50分～午後5時

(受付 午後0時30分～)

ところ まなびタウンとうはく
 対象 町民・町内企業勤務者
 内容

・体験コーナー 正午～午後1時30分
 ・講演① 午後2時～午後3時

「今日からはじまる認知症予防・

運動の効果と実践方法」

講師 国立長寿医療研究センター 島田裕之さん



・講演② 午後3時10分～午後4時

「ぐっすりすいみんと

外あそびのススメ」

講師 日本体育大学体育学部教授 野井真吾さん



・パネルディスカッション

午後4時～午後5時

「どんぐりひろば」

健康寿命をのばそう」

その他

・託児希望者は3月9日(金)までに左記へ申し込んでください。

・手話通訳有り

問合せ先

社会教育課 ☎52-1161

福祉あんしん課 ☎52-1525

子育て健康課 ☎52-1705



自主防災組織をつくりましょう

自主防災組織とは？

「自分たちの町は自分たちで守る」という、地域づくりの意識を持った組織をいいます。

琴浦町では、町内の約30%の自治会（46組織）で自主防災組織がつくられています。

なぜ自主防災組織が必要か？

阪神・淡路大震災で、生き埋め・閉じ込めになった人の約95%は、自力または家族や隣人により救助されました。大災害が発生すると電話がつながりにくくなり、消防署や役場などの公的機関への連絡が困難になります。公的機関をあてにしているのは、大災害から生き残るのは難しいのが現状です。

地域の皆さんが役割分担（救護・消火・避難誘導など）を決めておくことが大切です。また、いざという時のために、行動を訓練しておくことにより、効率の良い防災活動につながります。

自主防災組織をつくるにはどうしたらいい？

まずは、気軽に総務課にご相談ください。役割分担のアドバイスや、防災に関するマップ作りのお手伝い、訓練などに協力します。

また、自主防災組織をつくるにあたって必要となる、資機材の購入について、10万円を上限に補助制度があります。なお、この補助金は、平成32年3月末までで廃止の予定です。早めに自主防災組織をつくらせて、申請してください。

問合せ先 総務課 ☎52-2111



平成30年春季全国火災予防運動

3月1日（木）から3月7日（水）までの1週間、春季全国火災予防運動が開催されます。

消防庁では、家庭や職場、地域における防火意識の高揚を図ることを目的に、全国統一標語の募集を行い、「火の用心」ことばを形に「習慣に」が入選作品に選ばれました。

火の元の確認を心掛け、火災予防に努めましょう。

住宅防火（いのちを守る7つのポイント）

● 3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対にしない
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

● 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する

- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する
- ・高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は、全ての家庭に設置が義務付けられています。大切な命を火災から守るため、住宅用火災警報器の1日も早い設置をお願いします。

また、各家庭における火災警報器の設置が義務化してから10年以上が経過し、電池切れなども考えられます。定期的に作動点検を行い、適切な維持管理をお願いします。

※消防訓練・防火講習会などの相談は琴浦消防署（☎52-3346）へお問い合わせください。

問合せ先 総務課

☎52-2111



平成30年4月から 国民健康保険の制度改正について

国民健康保険（以下、「国保」）は日本の医療を支える重要制度の1つです。しかし、「高齢者が多く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険税の負担が重い」などの構造的な課題を多く抱えています。

このような背景から国保制度の見直しが行われ、平成30年4月より、これまでの市町村単位の運営から都道府県単位の運営に変わることになりました。新たな制度では、都道府県と市町村が役割分担しながら、国保の安定的な運営を進めていきます。

変わること・変わらないこと

今回の制度改正は、国保制度の枠組みが大きく変わります。しかし、琴浦町の国保に関することは、これからも琴浦町が行います。そのため、被保険者への影響は左表のとおり、あまり大きくありません。

「ご不明な点がありましたら、左記へお問い合わせください。」

問合せ先 町民生活課

☎52-1707

変わる点	<p>(1) 保険証の変更（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県」の表記が入ります。 ・県内の他市町村へ引っ越した場合、新住所での国保がいつから適用されるかを表す「適用開始年月日」の項目が加わります。 <p>※すでに国保に加入している場合、保険証の定期更新（7月中旬）までは現在お持ちの保険証をお使いください。</p> <p>(2) 高額療養費の回数引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の他の市町村へ引っ越した場合、世帯の継続性が認められれば高額療養費の該当回数を引き継いで多数該当（直近12カ月で4回以上高額療養費に該当した場合に4回目から自己負担限度額が下がる制度）の判定ができるようになります。
変わらない点	<p>次の業務は今までと変わらず住所地の役場が窓口となって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保の加入・脱退などの手続きや保険証などの交付に関すること ・各種保険給付に関すること ・国保税の賦課・徴収に関すること ・特定健診などの保健事業に関すること

健康保険の手続きはお済みですか？

春は転入・転出や就職・退職など異動の多い季節ですが、健康保険の手続きはお済みでしょうか。国民健康保険（国保）に加入している人は次のような手続きが必要になりますので、まだの場合は早めに手続きしてください。

転入・転出したとき

国保に加入している人が他の市町村へ住所が変わったときは、前住所の国保から新住所の国保への切り替えが必要です。

例外として、学生が進学のために転出する場合は、届け出により卒業するまで親元（前住所）の国保に加入することができます（合格通知など、進学先の分かるものを持参してください）。

就職・退職したとき

国保に加入している人が就職して勤め先の健康保険に加入するとき、国保を脱退する手続きが必要です。自動的には脱退しませんので、ご注意ください。

退職して勤め先の健康保険を脱退した時は、国保に加入する以外に、任意継続して勤め先の健康保険に引き続き加入することもできます。任意継続は退職から20日以内に手続きする必要があります。

また、家族に勤めている人がいる場合は、その被扶養者になることができる場合もあります。

手続きはお早めに

国保は、前の健康保険を脱退した時までさかのぼって加入します。国保の加入手続きが遅れると、さかのぼった期間の国保税をまとめて請求されることがあります。

また、国保の脱退手続きが遅れると、国保税と勤め先の健康保険料の二重払いになります。さらに、勤め先の健康保険に加入した後、国保の保険証で医療機関を受診した場合、医療費の返還をしていただくことがあります。

手続きは早めに行いましょう。

問合せ先 町民生活課

☎52-1707

学校とは違う学びの場を 次世代育成「琴浦こども塾」第二期生を募集します

スポーツ少年団の文化版。

何かを探究したり、体験したり、学校とは違う学びに興味を持っていく子どもたちの活動の場として、また、子どもたち自身の考える力や実行力、故郷への誇りを育てることを目的として、昨年8月に琴浦こども塾を開塾しました。

今年4月にスタートする、第二期生を募集します。

活動内容

- ・ 論語：物事の考え方や先人の教えを学び、普段の生活の中で、考えたり気づいたりする心を育てる。
- ・ 郷土の偉人を学ぶ：塩谷定好氏、川合清丸氏など、琴浦町ゆかりの人物の生い立ちなどを深く学ぶこととで、故郷への誇りを育てる。
- ・ フィールドワーク：町内の自然や歴史、文化などの探訪や体験などによる学習。
- ・ 礼儀作法：茶道などを通じた礼儀作法や所作などの習得。

内容は広報1月号の特集記事でも掲載しました



・ その他：ことつら子どもパークとの連携事業、新聞を活用した学習など。

活動日時 毎月第1、第3土曜日

午前9時30分～11時30分

(時間は活動内容による)

・ 平成30年度開塾式

4月21日(土) 河本家住宅にて

会場 まなびタウンとうはく、河本

家住宅など(活動内容により会場は変わります)

募集対象

町内小学4年生～

6年生、中学1年生

(平成30年4月時点)

定員 20人程度(先着順)

受講料 無料(ただし、教材費、保

険料などで年間2,000円をこ

負担いただきます)

申込方法

3月に各小学校から配布される申

込書に必要事項を記入して、3月23

日(金)までに、各小学校または左

記へ提出してください(申込書は町

のホームページにも掲載)。

問合せ先 企画情報課

☎52-17008

周囲に悩んでいる人はいませんか 3月は自殺対策強化月間です

卒業や就職、転職など生活環境が大きく変わり、3月はストレスや不安を抱えやすく、自死(自殺)に至る人が増加しがちです。

家庭や学校、職場などで普段と様

子が違い、1人で悩んで

いる人はいませんか?

悩んでいる人に気づき、

声をかけてあげてください

「眠れている?大丈夫?」「最近

忙しそうだけど、体調どう?」など、

睡眠や健康を気遣う言葉かけは相手

も答えやすく、悩み事を打ち明ける

きっかけにもなります。眠れない日

が2週間以上続いているれば、うつ病

も心配されるので、相談先につなげ

てあげましょう。

相談窓口

・ 鳥取県立精神保健福祉センター

☎0857-21-3031

・ 中部総合事務所福祉保健局

☎23-3147

・ 琴浦町子育て健康課

☎52-1705

・ 鳥取いのちの電話

☎0857-21-4343

・ 自殺予防いのちの電話

☎0120-7833-556

農業振興地域整備計画の 全体見直しを行います

琴浦町では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域を明らかにして農業振興を図るため、琴浦農業振興地域整備計画を策定しています。

この計画は、概ね5年に1度見直すこととなっており、平成30年度は見直しの年となっています。

農業振興地域内の土地を、平成30年度中に住宅建築や植林など農業以外に利用する計画がある場合は3月末までに、平成35年までに農業以外に利用する計画がある場合は5月末までに、必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、全体見直しが完了するまでは、個別の計画変更はできませんので、ご注意ください。

農業振興地域内の土地であるかなど不明な点がありましたら、役場農林水産課までお問い合わせください。

問合せ先 農林水産課

☎55-7802

平成30年度スポーツ少年団団員募集～好きなスポーツ始めてみよう～

スポーツや奉仕活動などを通して、健全な心と身体をつくり、仲間づくりをしましょう。

申込方法 学校から配布された用紙に必要事項を書き、入団費を添えて提出してください。

募集締切 3月14日(水)

申込先 総合体育館、農業者トレーニングセンター

入団費

- ・新4年生～新6年生1,400円
- ・中学生、新3年生以下900円
- ・高校生 1,950円

※いずれも保険代と町登録費を含んだ金額です。

※小学4年生以上は、県登録費を含みます。中学生・高校生の県登録希望者は上記の金額に500円追加です。



団名	活動日	活動場所	対象	
赤碓剣道	月・水・金	赤碓武道館	保育園児～	
東伯剣道	月・水・金	総合体育館(武道場)	小学1年生～	
東伯バドミントン	(中学生)月 (小・中学生)火・金 (小学生)木	(木)総合体育館 (月・火・金)東伯中体育館		
東伯サッカー	水・金	東伯中グラウンド*		
成美サッカー	(全学年)月 (4～6年)水・金 (1～3年)木	船上小グラウンド		
琴浦空手	月・水・金	東伯勤労者体育センター		
琴浦相撲	水・土	東伯武道館		
琴浦卓球	火・木・土	東伯勤労者体育センター		
浦安バレーボール	月・木・土	浦安小体育館		
琴浦ミニバスケット	月・水・土	(月・水)総合体育館 (土)聖郷小体育館		小学2年生～ (1年生相談)
赤碓野球	月・水・金	赤碓小グラウンド		小学1年生～
八橋バレーボール	火・木	八橋小体育館		
東伯バレーボール	火・金	聖郷小体育館		
赤碓SHIPSバレーボール	火・木・土	(火・木)船上小体育館 (土)農業者トレーニングセンター	小学3年生～ (1,2年生相談)	
琴浦野球	月・水・金	聖郷運動広場	小学3年生～	
イルカ(水泳)	6～7月 月・水・金	船上小プール		
	シーズン外 水	赤碓小体育館		

春らんまんソフトバレーボール大会

とき 4月8日(日) 9:00～

ところ 総合体育館

参加資格 町民、町内職場勤務者、町内ソフトバレーボールチームメンバーで4人1チーム

- 種目**
- ①一般の部(女性2人以上)
 - ②一般・交流の部(女性2人以上)
 - ③レディース1部(4人の合計年齢が179歳以下)
 - ④レディース2部(4人の合計年齢が180歳以上)

申込締切 3月23日(金)

元気に歩こう琴浦を！in八橋

とき 3月11日(日) 9:30～

※小雨決行・荒天中止

集合場所 総合体育館玄関前

コース

総合体育館→グルメ散策→八橋海岸→出発点

持ち物 飲み物、タオル、雨具、帽子、行動食(あめ・チョコレートなど)、ノルディックポール(持っている人)

送迎バス 役場分庁舎9:00発

その他 事前申込不要

総合体育館トレーニングルームで身体を動かしませんか？

町民トレーナーのいる時間

- ・3月2日(金) 18:30～21:00
 - ・3月5日(月) 9:00～13:00
 - ・3月9日(金) 18:30～21:00
 - ・3月10日(土) 14:00～17:00
 - ・3月12日(月) 9:00～13:00
 - ・3月16日(金) 18:30～21:00
 - ・3月17日(土) 14:00～17:00
 - ・3月19日(月) 9:00～13:00
 - ・3月24日(土) 14:00～17:00
- トレーナーのいる時間**
- ・3月3日(土) 13:00～17:00
 - ・3月16日(金) 17:00～21:00
 - ・3月31日(土) 13:00～17:00

問合せ先 総合体育館 ☎52-2047

倉吉税務署からのお知らせ
国税専門官募集

受験資格

- ・昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの人
- ・平成9年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人および平成31年3月までに大学を卒業見込の人
- ・人事院が上記に掲げる人に準ずると認める人

試験の程度 大学卒業程度

受験申込方法

- ・原則、インターネットで申込。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.htm>

※上記申込ができない場合は、受験申込書を第1次試験地に対応する国税局に郵送または持参。

受付期間

- ・インターネットによる申込
3月30日(金)9:00～4月11日(水)
(4月11日までに受信完了)
- ・郵送または持参による申込
3月30日(金)～4月2日(月)
(4月2日までの通信日付印有効)

第1次試験

- ・試験日 6月10日(日)
- ・試験地 広島国税局管内
(松江市、岡山市、広島市)
- ・試験種目
基礎能力試験(多肢選択式)、
専門試験(多肢選択式、記述式)
- ・第1次試験合格者発表7月3日(火)

第2次試験

- ・試験日 7月11日(水)～
7月19日(木) ※指定する日時
- ・試験地 広島国税局管内(広島市)
- ・試験種目 人物試験、身体検査
- 最終合格者発表日 8月21日(火)
- 受験申込・パンフレットの請求・問合せ先
広島国税局人事第二課試験研修係
(広島市中区八丁堀6-3)

☎082-221-9211

採用案内情報など 国税庁

ホームページ<http://www.nta.go.jp>

募 集

町営住宅などの入居者募集

●募集の住宅・家賃(月額)

町営住宅(1次募集)

- ・きらり団地1戸
21,300円～31,800円
- ・南荒神団地1戸
20,600円～30,700円
- ・槻下南団地1戸
25,300円～37,600円

町営住宅(2次募集)

- ・浦安団地2戸
15,800円～28,800円

その他

- ・コーポラスことうら1戸
27,000円

●入居の条件

町営住宅

- ・月額所得158,000円以下
- ・同居親族があること

共 通

- ・住宅に困窮していること
- ・市区町村税などに滞納がないこと
- ・暴力団員でないこと

●募集期間 3月1日(木)～
3月15日(木)

抽選日時 3月26日(月)
9:00～

入居可能日 4月2日(月) 予定
※入居手続き完了後

申込・問合せ先 建設課
☎55-7805

※1次募集とは、町営住宅の優先募集に係る募集です。子育て世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などが対象となります。

催しもの

寿大学一般教養コース
閉講式

と き 3月23日(金)
14:00～15:30

と ころ 役場分庁舎多目的
ホール

内 容 平成29年度活動報告
芸能発表・皆勤賞表彰

送迎バス 3月14日(水)
までに申込

問合せ先 社会教育課
☎52-1161

卒業(卒園)式・入学(入園)式

保育園・こども園

●平成29年度卒業式

3月27日(火) 10:00～

やばせこども園、しらとりこども園、劬保育園、琴浦保育園、ふなのえこども園、赤碓こども園

3月30日(金) 9:00～

みどり保育園

●平成30年度入園式

4月5日(木) 10:00～

やばせこども園、しらとりこども園、劬保育園、琴浦保育園、ふなのえこども園、赤碓こども園

4月2日(月) 9:30～

みどり保育園(顔合わせ式)

小学校

●平成29年度卒業式

3月16日(金) 10:00～

●平成30年度入学式

4月10日(火) 10:00～

中学校

●平成29年度卒業式

3月9日(金) 10:00～

●平成30年度入学式

4月10日(火) 14:00～

バス通学定期券購入費を助成します

高等学校などにバスを利用して通学する生徒の負担軽減と町営バスの利用促進を目的として、通学定期券購入費の助成を行います。
助成対象 下表の地域に住所を有する高校生など

校 区	地 域
東伯中学校区	古布庄地区、野田、大杉、福永、倉坂（一ツ屋を除く）
赤碕中学校区	以西地区

助成金額 通学定期券購入費用の8割

その他 詳しい助成要件・申請方法などはホームページをご覧ください。ただか、下記へご連絡ください。

問合せ先 商工観光課 ☎55-7801
 教育総務課 ☎52-1160

3月1日(木)～7日(水)は子ども予防接種週間です

母子手帳を確認し、未接種がある人は医療機関に予約をして、早めに予防接種を受けましょう。

●MR（はしか・風しん混合）予防接種第2期

対象 4月に小学校入学予定の人（平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ）

期限 3月31日（土）

●忘れがちな予防接種

定期予防接種のうち、4種混合ワクチン・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンなどの追加接種は、一定期間をおいてから接種するので忘れがちです。また、2種混合予防接種なども、接種期間が長く、うっかり忘れてしまうことがあります。ときどき母子手帳を確認し、接種忘れのないようにしましょう。

問合せ先 子育て健康課 ☎52-1705

平成30年度重度障がい者タクシー料金助成事業

公共交通機関を利用することが困難な重度の障がいのある人に対し、4月2日からタクシー券を交付します。

対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人

助成内容 1カ月あたり500円のタクシー券2枚交付

※透析通院患者は4枚交付。

※申請月によって交付枚数は異なります。

※有効期限は交付年度末です。期限が切れているタクシー券は使用できません。

申請に必要な物

印鑑、障害者手帳

※分庁舎では交付していません

申請・問合せ先

福祉あんしん課 ☎52-1706

海藻の採取について

ワカメ、本もずく、クロモなどの海藻には、第一種共同漁業権行使規則により漁業権が設定されています。そのため、漁業組合員以外が勝手に採取することはできません。採取料金、採取方法など詳細については、下記へお問い合わせください。

解禁期間 3月15日（木）～

5月31日（木）7:00～12:30

※組合員以外は「鎌刈り」のみ

問合せ先

赤碕町漁業協同組合 ☎55-0421

体育施設夜間利用調整会（4・5・6月分）

と き 3月14日（水）18:00～
と ころ 平岩記念会館

対象施設 総合体育館、農業者トレーニングセンター、東伯勤労者体育センター、町内各学校の体育館・グラウンド、町内武道館

問合せ先 総合体育館 ☎52-2047

案 内

平成30年度交通災害共済

交通災害共済とは、交通事故による被害に対して補償が受けられる共済制度です。万が一の事故に備え、家族みんなで加入しましょう。

3月から各部落の加入推進員さんなどの協力で平成30年度の加入取りまとめを行います。

取りまとめ期限 3月30日（金）

問合せ先 分庁総合窓口係

☎55-0111

鳥取県の最低賃金をお知らせします

地域別最低賃金	時間額（発効年月日）
鳥取県最低賃金	738円 （平成29年10月6日）
特定（産業別）最低賃金	時間額（発効年月日）
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	774円 （平成30年1月11日）

問合せ先 鳥取労働局労働基準部 賃金室 ☎0857-29-1705

最寄りの労働基準監督署

小中学校に入学する子どもを養育しているひとり親家庭に対する入学支度金について

支給対象者 平成29年度の住民税非課税世帯（同居者含む）のひとり親

給付額 児童1人につき1万円

申請場所 福祉あんしん課

申請に必要なもの 通帳、印鑑

申請受付期間

3月19日（月）～4月27日（金）
 8:30～17:15 土日祝祭日を除く

問合せ先 福祉あんしん課

☎52-1715

地域おこし協力隊活動日誌 vol.23

毎月シリーズで、
隊員たちの日常をお届けします。



テッテッテレ♪

協力隊！
ビヤナイトスクープ

このコーナーは、地域から寄せられた依頼にもとづいて、地域おこし協力隊員たちが野にはなたれ、世のため、人のため、琴浦町を中心に、この世のあらゆることどもを徹底的に追求するコーナーである。

私が狩猟をする理由

高橋 龍太 隊員

協力隊活動の任期満了に伴い、このシリーズを私が担当するのも、これが最後です。これまで私の記事を読んでくださった皆様、本当にありがとうございます。最終回は、「私が狩猟をする理由」をお話したいと思います。

狩猟が生活の中で必須事項ではない今、なぜ私が狩猟をするのか、理由は主に2つあります。

1つ目は、「農作物被害を減らすため」です。現在、全国各地において有害鳥獣と呼ばれる野生動物により、農作物が荒らされる被害が多発しています。琴浦町も同様です。そのような現状を知っているから、少しでも農家さんの力になりたい、という想いで日々活動しています。

2つ目は「命をいただくことの尊さを知るため」です。ただ獲るのではなく、「解体、調理し、食す」までを通して、日常生活では感じ得がたい「命をいただくことの尊さ」を経験することができそうです。スーパーやコンビニでお金を払えば、簡単ににご飯が手に入る時代だからこそ、「狩猟」を行うことは、とても貴重な経験です。



古布庄で捕獲した雄鹿

いつか、未来を担う琴浦の子どもたちにも「狩猟」を観たり体験してもらったりできる機会を作れたらと考えています。

シリーズ

目指せ！
健康寿命日本一のまち

⑥ 琴浦町の健康通信簿

琴浦町では「健康寿命1歳延伸」という目標を平成27年3月に掲げ、さまざまな取り組みを行いました。その結果、町の健康度はどうなったのが目標設定時の指標と比較してみましょう！

① 健康寿命

健康寿命は、この2年で男性はほぼ変わらない一方、女性で0.3歳延伸しました。表の介護認定率が示す通り、介護認定者数が減少したことが延伸した要因だと思われます。

② 運動習慣の定着

セット検診時に行った「生活習慣アンケート」で「週2回以上汗をかくような運動をする」かどうか聞いたところ、2年前と大きな改善が見られませんでした。今後は運動習慣定着に向けたさらなる取り組みが必要です。

③ 健康経営（事業所健康カルテの改善）

協会けんぽが町内事業所の健康度を12項目にわた

り分析したところ、対象事業所の3分の2におよぶ40事業所で、1項目以上の改善が見られました。まだまだこれからです！

過去の健康寿命などとの比較では、維持・改善が見られ、よい評価となりました。しかし、健診・がん検診受診率が下がるなどの不安も見られます。

健康は将来にわたり約束されたものではありません。ひとりひとりが町にとって大切な人材です。健康寿命がもっと延びるよう皆様のご協力をお願いします。

目標設定時と平成29年12月現在の指標の比較結果

項目	年月	平成27年3月 (目標設定時)	平成29年12月
健康寿命		男性：76.32歳 女性：81.83歳	男性：76.34歳 女性：82.13歳
運動習慣定着率		36.8%	36.9%
事業所健康カルテ改善事業所数		0 (全62事業所)	40事業所
75歳以上介護認定率		28.43%	26.57%

♪ シリーズ まちネット行進曲 ♪

琴浦町では近年、多くの人や団体がまちづくりに取り組み、それぞれの地域や得意分野で町を盛り上げていただいています。

毎月シリーズで、これらの取り組みをご紹介します。

Vol.23 ～八橋のまち賑わいプロジェクト～ 夢現の風〈やばせ〉ドリカムヤバセ



活動拠点場所「気楽庵」

城下町、宿場町として栄えた八橋は、豊かな地域づくりの資源があります。

この資源に価値を見出し、賑やかさを取り戻そうと、有志15人により「八橋のまち賑わいプロジェクト」は発足しました。

鳥取県建物100選に認定されている江原酒造本店をコアとし、活性化に向けた夢を実現するため、土の人（地域）、風の人（外部）、水の人（地域と外部を繋ぐ人）が一体となって活動します。

活動拠点場所「^{きらくあん}気楽庵」は、高齢者を大切にする交流の場です。地域カフェ、生鮮品、手作り雑貨などのマルシェを計画しています。どうぞお楽しみに。

ありがとうございます

ふるさと未来夢寄附金へのお礼

■平成29年度の寄附の状況（平成30年1月31日現在）

寄附金の額 280,784,501円

ご寄附いただいた人 11,457人

たくさんのご支援をいただき、ありがとうございました。

問合せ先 総務課 ☎ 52-2111



まちの魅力をパシャリ!

ことうらスナツポ

平成28年度に実施した「いいね！ことうら」写真コンテストでは、多くの素晴らしい作品が寄せられました。その作品の一部を紹介しています。

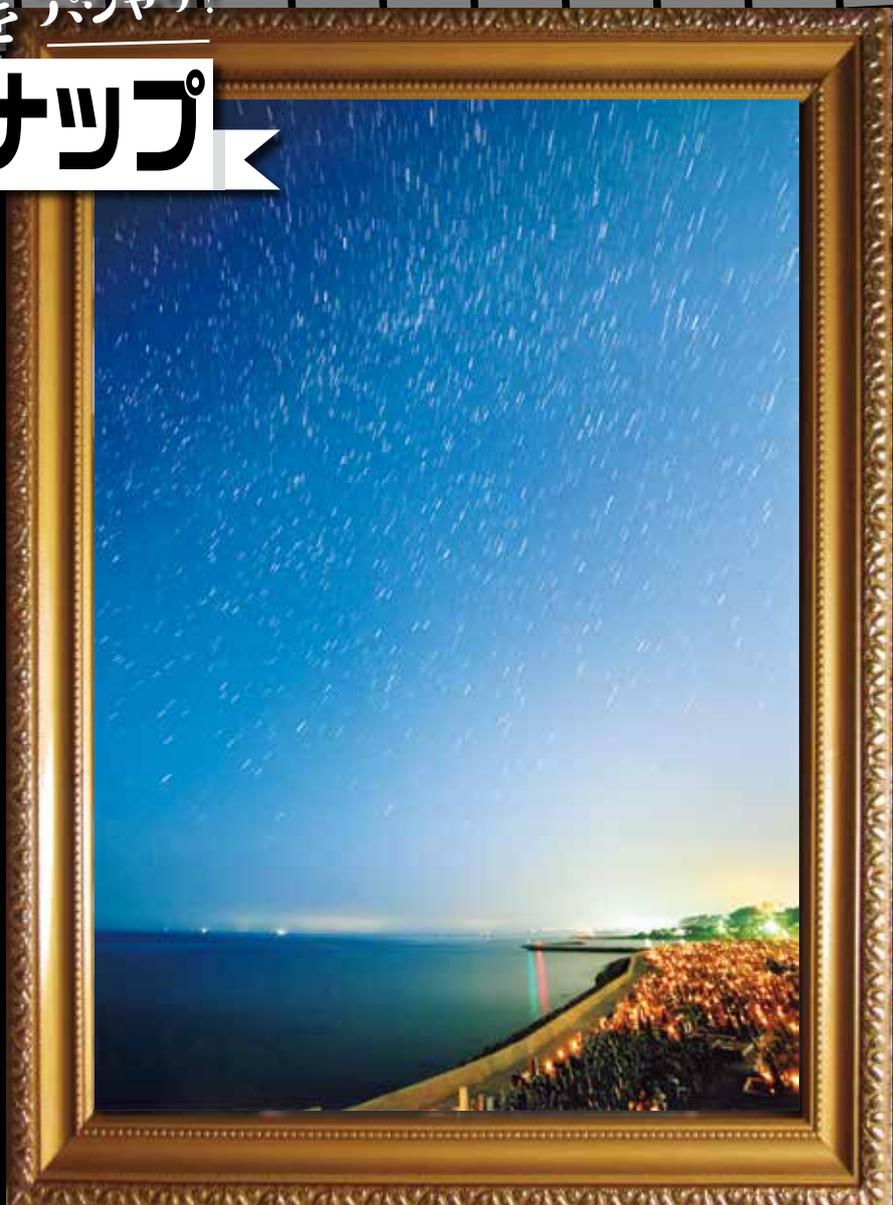
【作品名】 琴浦花見瀉墓地
(不変のお盆風景)

【名前】 光本 芳朗さん

【撮影場所】 琴浦町赤碓

【コメント】

毎年の里帰りで目にする風景ですが、永久に先祖や家族を思う気持ちが宿る風景です。満天の星と魂の境界線がどこかにありそうな風景で感慨深いです。お盆にしかない風景です。



ミンジョンの韓国いろいろ

国際交流コーディネーターによるコラム

私の故郷である大邱^{テグ}は、韓国の南東部に位置し、漢方と美人の街として有名な、第3番目の都市です。四方を山に囲まれた盆地であるため、夏はデフリカ（大邱+アフリカ=デフリカ）という新造語が登場するほど暑いですが。しかし、訪れる観光客は増えています。観光名所は、キム・グァンソク（大邱出身の歌手）通り、近代文化ツアーコース、東城路^{トンスンロ}などがありますが、その中でも「壽城池^{スソンモツ}」という池がある公園が有名です。この池は、1914年岐阜県加納町の町長だった水崎林太郎氏が、当時洪水と干ばつなどの治水に苦しんでいた農民たちのために、私財を全部投じて池を作ったそうです。

名前：金珉正（キム・ミンジョン）
出身地：韓国 大邱（テグ）市
趣味：ドライブ、旅行



Vol.6 ^{テグ}大邱をご紹介します

これ以外にも紹介したいことはまだまだたくさんあります。ぜひ大邱へお越しください。

そして、お知らせがあります。来日してあっという間に3年が過ぎ、3月で韓国に帰ることになりました。お世話になった皆様に心を込めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。ミンジョンのことを忘れないでくださいね！



スソンモツ 壽城池の夜景



人と町がつながる
コトウライフ
KOTOURA LIFE

発行：琴浦町 編集：企画情報課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2 TEL (0858) 52-2111 (代表) FAX (0858) 49-0000
琴浦町ホームページアドレス <http://www.town.kotoura.tottori.jp/> 毎月1日発行 印刷：今井印刷株式会社